

○タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対比表 (2023年6月1日改定)

(下線赤字が改定部分)

【現行】	【改定】
<p>第1条 (約款の適用) 1. タイムズモビリティ株式会社 (以下「当社」といいます。) は、本約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」といいます。) を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p>	<p>第1条 (約款の適用) 1. タイムズモビリティ株式会社 (以下「当社」といいます) は、本約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」といいます) を借受人に貸し渡し、借受人がこれを借り受けるサービス (以下「本サービス」といいます) を運営します。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。</p>
<p>第22条 (禁止行為) 借受人及び運転者は、借受期間中に次の行為をしてはならないものとします。 (1)～ (8) (省略)</p> <p>(9) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカー車内での喫煙、レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。</p> <p>(10)～ (12) (省略)</p>	<p>第22条 (禁止行為) 1. 借受人及び運転者は、次の行為をしてはならないものとします。 (1)～ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) 他の利用者若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカー車内での喫煙、レンタカーの車内への物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれに限られない)を行うこと。</p> <p>(10)～ (12) (現行どおり)</p> <p>(13) 当社に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動(当社又は従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限られない)をとること。 (14) 前号のほか当社に著しく迷惑を掛ける行為又は当社の業務を妨害する行為を行うこと。</p> <p>2. 当社は、借受人又は運転者が前項第13号又は第14号に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社による対面、電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすることがあります。</p>
<p>第36条 (個人情報の取扱い) 1.～ 3. (省略)</p> <p>4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、個人情報・利用情報を第三者に提供することはありません。 (1) 第三者に提供する目的 第10条第5項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため (2) 提供する個人情報の項目 氏名 住所 電話番号(その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報) (3) 提供の手段又は方法 郵送、FAX送信、口頭(電話) (4) 当該情報の提供を受ける者 借受人又は運転者が利用した高速道路運営会社等</p> <p>5.～ 11. (省略)</p> <p>12. 当社は、利用情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、利用情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。 (1) 主な利用情報 利用に関する情報(車種、日時、店舗、走行距離、料金、特典、キャンペーン、補償コース、オプション、事故負担金等)、予約に関する情報(方法、日時、変更、取消等)、レンタカーに搭載しているGPS、ドライブレコーダー、<u>車載器記録情報等</u></p>	<p>第36条 (個人情報の取扱い) 1.～ 3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、個人情報・利用情報を第三者に提供することはありません。 (1) 第三者に提供する目的 第10条第5項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため (2) 提供する個人情報の項目 氏名 住所 電話番号(その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報) (3) 提供の手段又は方法 郵送、FAX送信、口頭(電話)、<u>電子データでの提供</u> (4) 当該情報の提供を受ける者 借受人又は運転者が利用した高速道路運営会社等</p> <p>5.～ 11. (現行どおり)</p> <p>12. 当社は、利用情報について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、利用情報から特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を行うものとします。 (1) 主な利用情報 利用に関する情報(車種、日時、店舗、走行距離、料金、特典、キャンペーン、補償コース、オプション、事故負担金等)、予約に関する情報(方法、日時、変更、取消等)、レンタカーに搭載しているGPS、ドライブレコーダー、<u>その他車載機器記録情報等</u></p>
<p>第37条 (GPS機能) 1. 借受人及び運転者は、レンタカーに<u>全地球測位システム(以下「GPS機能」といいます。)</u>が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに<u>レンタカーの現在位置、通行経路等</u>が記録されること、及び当社が当該記録(利用者情報を含みます)を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p>	<p>第37条 (当社による利用情報の取扱い) 1. 借受人及び運転者は、レンタカーに<u>カーナビ等車載機器(以下「車載機」といいます)</u>が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに<u>利用情報(位置情報、通行経路、利用時間、利用距離、加減速度、最高速度等の他、衝撃検知、制御情報等のレンタカーの状態に関する情報)</u>が記録されること、及び当社が当該記録(利用者情報を含みま</p>

<p>(1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に<u>返還</u>されたことを確認する場合。</p> <p>(2) 第35条第1項に該当する場合、その他レンタカー又は貸渡契約等の管理のため、<u>レンタカーの現在位置、通行経路等を、GPS機能により当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</u></p> <p>(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。</p> <p>2. 当社は、前項の <u>GPS機能</u> によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1) 本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合（開示先：当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等）</p> <p>(2) 第36条第4項に該当する場合</p> <p>3. <u>GPS機能</u> によって記録された情報は、一定期間保存し（取得後、7年程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</p>	<p>す)を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に<u>返却</u>されたことを確認する場合</p> <p>(2) <u>レンタカーに大きな衝撃が加えられたことを検知した等、当社が当社のサービス運営上または借受人又は運転者の安全確保のために状況確認を行う必要があると判断した場合</u></p> <p>(3) <u>借受人の安全運転意識向上のために、レンタカーの加減速度、最高速度等を借受人へ提供する場合</u></p> <p>(4) 第35条第1項に該当する場合、その他レンタカー又は貸渡契約等の管理のため、<u>車載機から取得した利用情報</u>を当社が認識する必要があると当社が判断した場合</p> <p>(5) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合</p> <p>2. 当社は、前項の <u>車載機</u> によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1) 本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合（開示先：当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等）</p> <p>(2) 第36条第4項に該当する場合</p> <p>3. <u>車載機</u> によって記録された情報は、一定期間保存し（取得後、7年程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</p>
<p>第42条（自動車メーカー等による<u>車両情報の取得</u>） 借受人又は運転者は、レンタカー<u>車両</u>に自動車メーカー、自動車販売会社及び自動車メーカー等の提携事業者（以下「自動車メーカー等」といいます）の <u>カーナビ等車載機器</u>が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり <u>車両情報</u>を取得する必要があることを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 主な <u>車両情報</u> 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報 <u>等</u></p> <p>(2) 利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</p> <p>(3) 本条に基づく <u>車両情報</u>の取得者及び責任者 自動車メーカー等</p> <p>(4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</p>	<p>第42条（自動車メーカー等による <u>利用情報の取扱い</u>） 1. 借受人又は運転者は、レンタカーに自動車メーカー、自動車販売会社及び自動車メーカー等の提携事業者（以下「自動車メーカー等」といいます）の <u>車載機</u>が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり <u>利用情報</u>を取得する必要があることを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 主な <u>利用情報</u> 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報 <u>の他、衝撃検知、制御情報等のレンタカーの状態に関する情報</u></p> <p>(2) 利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</p> <p>(3) 本条に基づく <u>利用情報</u>の取得者及び責任者 自動車メーカー等</p> <p>(4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</p> <p>2. 当社は、<u>自動車メーカー等が車載機によって取得した利用情報について、以下の各号に該当する場合に、当該自動車メーカー等より利用情報の提供を受け、当社が保有する借受人の個人情報及び利用情報と関連付けて利用する場合があります。</u></p> <p>(1) <u>本サービス及びレンタカーに関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</u></p> <p>(2) <u>本サービス提供に必要な範囲で利用する場合</u></p> <p>3. <u>前項により提供を受けた利用情報は、一定期間保存し（取得後、7年程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</u></p>
<p>「ピットとGo」サービスの利用に関する特約</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 「ピットとGo」サービス（以下「<u>本サービス</u>」といいます。）とは、パーク24グループ各社（https://www.park24.co.jp/company/about/group.html）が運営する各サービスのうち、サービスの利用にあたり会員の運転免許証の登録を行うサービス（以下「対象サービス」といいます。）の会員が、当社のレンタカーを借り受けるにあたり、対象サービスの会員カードにて貸渡及び返却手続を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>3. 借受人が <u>本サービス</u> を利用する場合、本約款第7条第1項の定めに拘らず、当社が借受人若しくは運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、又は当社が対象サービスに登録された借受人若しくは運転者の運転免許証に関する情報を確認することにより、借受人又は運転者の運転免許証について確認するものとします。なお、本約款第9条に定める貸渡証は、ウェブサイト上で発行するものとします。</p> <p>4. <u>本サービス</u> を利用した場合、当社が認めた場合に限り、借受人及び運転者は、本約款第32条第1項の定めに拘らず、当社の立会いなく、レンタカーを <u>返還</u> することができます。</p>	<p>「ピットとGo」サービスの利用に関する特約</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 「ピットとGo」サービス（以下「<u>ピットとGo</u>」といいます）とは、パーク24グループ各社（https://www.park24.co.jp/company/about/group.html）が運営する各サービスのうち、サービスの利用にあたり会員の運転免許証の登録を行うサービス（以下「対象サービス」といいます）の会員が、当社のレンタカーを借り受けるにあたり、対象サービスの会員カードにて貸渡及び返却手続を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>3. 借受人が <u>ピットとGo</u> を利用する場合、本約款第7条第1項の定めに拘らず、当社が借受人若しくは運転者の運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、又は当社が対象サービスに登録された借受人若しくは運転者の運転免許証に関する情報を確認することにより、借受人又は運転者の運転免許証について確認するものとします。なお、本約款第9条に定める貸渡証は、ウェブサイト上で発行するものとします。</p> <p>4. <u>ピットとGo</u> を利用した場合、当社が認めた場合に限り、借受人及び運転者は、本約款第32条第1項の定めに拘らず、当社の立会いなく、レンタカーを <u>返却</u> することができます。</p>